

# 令和6年度加古川市育児休業復帰支援体制補助金交付要綱

令和6年10月1日

こども部長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市育児休業復帰支援体制補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による入所の調整を行うに際し、年度当初から先月入所申込みに係る児童の受け入れ体制を整備して当該児童に係る入所枠を確保する特定保育施設に対して、保育士等を雇用するために要する費用の一部を補助することにより、保育の受け皿となる特定保育施設の負担軽減を図り、働く保護者にとって子育てのしやすい環境を整備し、育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 先月入所申込み 申込年度の保育所等入所調整における取り決め（内規）第4条に規定する当該申込年度内の育児休業からの復帰を事由とする申込（特定保育施設の利用を希望する月が当該年度の5月以降のものに限る。）をいう。
- (2) 特定保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が同法第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (3) 既承諾児童 先月入所申込みが承諾され、特定保育施設の入所枠が確保されている児童をいう。

## (対象施設)

第4条 本事業の対象施設は、加古川市内に設置され、かつ、既承諾児童の人数が1人以上である特定保育施設とする。

## (補助金の対象)

第5条 補助金の交付の対象は、前条に規定する対象施設を経営する者（以下「交付対象者」と

いう。)とする。

(対象期間)

第6条 本事業の対象とする期間は、先月入所申込みに係る児童を受入れする年度の4月から既承諾児童の入所決定月の前月までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）の都合により既承諾児童が特定保育施設に入所できなくなった場合は、当該申込年度の4月から当初の入所決定月の前月までの期間を限度として、入所調整の対象とすることができなかった月までを対象期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特定保育施設の都合により既承諾児童の受け入れができなくなった場合は、当該既承諾児童に係る入所枠を確保していた全期間を本事業の対象期間から除外する。

4 前3項の規定にかかわらず、特定保育施設について子ども・子育て支援法第40条第1項または第52条第1項に基づき「確認の効力の一部停止（新規利用者受入停止期間）」の行政処分が実施されている場合は、当該期間中、既承諾児童に係る入所枠を確保していた期間を本事業の対象期間から除外する。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる基準額表の定員区分及び保育必要量区分に応じて定められた額に、既承諾児童に係る対象期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 認定こども園基準額表（別表第1）

(2) 保育所基準額表（別表第2）

(3) 小規模保育事業基準額表（別表第3）

(4) 事業所内保育事業基準額表（別表第4）

(補助金の交付の申請に係る添付書類)

第8条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定にかかわらず、第10条に規定する申請書に、育児休業復帰支援体制補助金所要額及び精算額調書（様式第4号）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告に係る添付書類)

第9条 規則第14条に規定する市長が必要と認める書類は、第8条に規定する添付書類とする。

(様式の特例)

第10条 この要綱の規定による補助金の交付に係る申請書その他書類の様式は、次の表の左欄

に掲げる規則の様式にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

補助金等交付申請書（様式第1号）	補助金交付申請書兼補助事業実績報告書（様式第1号）
補助事業実績報告書（様式第5号）	
補助金等／交付／不交付／決定書（様式第2号）	補助金／交付／不交付／決定書兼補助金確定通知書（様式第2号）
補助金等確定通知書（様式第6号）	
補助金等請求書（様式第7号）	補助金請求書（様式第3号）

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第5条に規定する申請に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第7条関係）

認定こども園基準額表

定員区分	保育必要量区分							
	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児
10人まで	54,700円	56,500円	68,000円	84,700円	43,000円	44,500円	56,200円	72,700円
11人から20人まで	28,500円	30,200円	41,700円	58,500円	22,700円	24,500円	36,000円	52,700円
21人から30人まで	20,200円	22,000円	33,500円	50,200円	16,500円	18,200円	29,700円	46,200円
31人から40人まで	16,200円	18,000円	29,500円	46,000円	13,200円	15,000円	26,500円	43,200円
41人から50人まで	15,000円	16,700円	28,200円	44,700円	12,700円	14,500円	26,000円	42,500円
51人から60人まで	13,000円	14,700円	26,200円	43,000円	11,200円	12,700円	24,200円	41,000円
61人から70人まで	11,700円	13,200円	24,700円	41,500円	10,000円	11,700円	23,200円	40,000円
71人から80人まで	10,700円	12,200円	23,700円	40,500円	9,200円	11,000円	22,500円	39,000円
81人から90人まで	9,700円	11,500円	23,000円	39,700円	8,500円	10,200円	21,700円	38,500円
91人から100人まで	8,500円	10,200円	21,700円	38,200円	7,200円	9,000円	20,500円	37,200円
101人から110人まで	8,000円	9,700円	21,200円	38,000円	7,000円	8,700円	20,200円	36,700円
111人から120人まで	7,700円	9,200円	20,700円	37,500円	6,700円	8,200円	19,700円	36,500円
121人から130人まで	7,200円	9,000円	20,500円	37,200円	6,500円	8,000円	19,500円	36,200円
131人から140人まで	7,000円	8,700円	20,200円	37,000円	6,200円	8,000円	19,500円	36,000円
141人から150人まで	6,700円	8,500円	20,000円	36,700円	6,000円	7,700円	19,200円	36,000円
151人から160人まで	6,700円	8,500円	20,000円	36,700円	6,000円	7,700円	19,200円	36,000円
161人から170人まで	6,500円	8,200円	19,700円	36,500円	6,000円	7,500円	19,000円	35,700円
171人以上	6,500円	8,000円	19,500円	36,200円	5,700円	7,500円	19,000円	35,700円

（注）基準額は、児童1人当たりの月額とする。

別表第2（第7条関係）

保育所基準額表

定員区分	保育必要量区分							
	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児
20人	26,700円	28,200円	39,700円	56,500円	21,000円	22,500円	34,000円	50,700円
21人から30人まで	19,000円	20,700円	32,200円	49,000円	15,200円	17,000円	28,500円	45,000円
31人から40人まで	15,200円	17,000円	28,500円	45,000円	12,500円	14,000円	25,500円	42,200円
41人から50人まで	14,200円	16,000円	27,500円	44,000円	12,000円	13,700円	25,200円	41,700円
51人から60人まで	12,500円	14,000円	25,500円	42,200円	10,500円	12,200円	23,700円	40,500円
61人から70人まで	11,200円	12,700円	24,200円	41,000円	9,500円	11,200円	22,700円	39,200円
71人から80人まで	10,200円	11,700円	23,200円	40,000円	8,700円	10,500円	22,000円	38,500円
81人から90人まで	9,500円	11,000円	22,500円	39,200円	8,200円	9,700円	21,200円	38,000円
91人から100人まで	8,000円	9,700円	21,200円	38,000円	7,000円	8,700円	20,200円	36,700円
101人から110人まで	7,700円	9,200円	20,700円	37,500円	6,700円	8,200円	19,700円	36,500円
111人から120人まで	7,200円	9,000円	20,500円	37,200円	6,200円	8,000円	19,500円	36,200円
121人から130人まで	7,000円	8,700円	20,200円	37,000円	6,200円	7,700円	19,200円	36,000円
131人から140人まで	6,700円	8,500円	20,000円	36,500円	6,000円	7,500円	19,000円	35,700円
141人から150人まで	6,500円	8,200円	19,700円	36,500円	5,700円	7,500円	19,000円	35,700円
151人から160人まで	6,500円	8,200円	19,700円	36,500円	5,700円	7,500円	19,000円	35,700円
161人から170人まで	6,500円	8,000円	19,500円	36,200円	5,700円	7,500円	19,000円	35,500円
171人以上	6,200円	8,000円	19,500円	36,000円	5,500円	7,200円	18,700円	35,500円

（注）基準額は、児童1人当たりの月額とする。

別表第3（第7条関係）

小規模保育事業基準額表

定員区分	保育必要量区分			
	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	1、2歳児	乳児	1、2歳児	乳児
6人から12人まで	44,000円	60,700円	43,000円	59,700円
13人から19人まで	33,200円	50,000円	33,000円	49,700円

（注）基準額は、児童1人当たりの月額とする。

別表第4（第7条関係）

事業所内保育事業基準額表

定員区分	保育必要量区分			
	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	1、2歳児	乳児	1、2歳児	乳児
5人まで	84,200円	101,000円	81,700円	98,500円
6人から12人まで	44,000円	60,700円	43,000円	59,700円
13人から19人まで	33,200円	50,000円	33,000円	49,700円

（注）基準額は、児童1人当たりの月額とする。